

## 美味しい渋谷区プロジェクト事業運営業務委託公募型プロポーザル募集要項

美味しい渋谷区プロジェクト事業運営業務委託に関する契約を締結するにあたり、下記のとおり参加者を募集いたします。

### 記

- 1 件 名 美味しい渋谷区プロジェクト事業運営業務委託
- 2 業務内容 仕様書【別紙1】のとおり
- 3 履行期限 令和3年5月1日（予定）から令和4年3月31日まで
- 4 履行場所 渋谷区内全域
- 5 金額に関すること  
参考価格 21,450,000円（税込）  
※本プロポーザルに基づく契約については、令和3年度予算が成立し、配当を受けた後、執行するものであり、原則として予算の範囲内において契約を行う。なお、契約に当たっては、提示された見積金額に、区が指定する食・グルメに関する知見を持つアドバイザーの活動に係る経費を加えた金額で契約するものとする。
- 6 参加資格  
提案書提出者に要求される資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
  - (3) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
  - (4) 経営不振の状態でないこと。
  - (5) 契約締結までに上記の条件を満たさなくなったときは、その時点で失格とする。
- 7 参加受付
  - (1) 受付期間  
令和3年3月29日（月）から令和3年4月12日（月）12時まで
  - (2) 提出方法 渋谷区産業観光課産業振興係まで持参すること。

### (3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社案内パンフレット等
- ③ 渋谷区における競争入札参加資格がない者は、以下の書類を提出すること。
  - ・登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。法人に限る。）
  - ・商号登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）
  - ・身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の市区町村が発行するもの。）
  - ・登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）
  - ・財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）
  - ・法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）
  - ・法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）
  - ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）

### (4) 参加資格審査結果の通知

参加申込書の提出があった者の資格審査を行う。参加申込書を提出した全ての応募者に対して参加資格審査結果通知書を送付し、参加資格の可否を通知する。

## 8 審査方法・審査基準等

### (1) 審査方法

- ・一次審査  
提出書類による書類審査を行い、プレゼンテーション審査への参加可否を連絡する。
- ・プレゼンテーション審査  
選定委員会においてヒヤリングを実施し、内容を総合的に評価する。

### (2) 審査基準

「業者を選定するための評価基準」【別紙2】に基づき、選定委員会において提案の評価等を総合的に審査する。最終的に評価点が高く1位として決定した者を契約候補者として選定する。

なお、選考において、評価が同点の場合には、見積り金額の最も低かった者を選定することとする。

### (3) プレゼンテーション審査実施日

プレゼンテーション審査の実施日は令和3年4月28日(水)を予定している。ただし応募事業者が多数あった場合は、実施日程を追加又は変更する可能性がある。

### (4) 審査結果

審査結果については、自己の結果のみを提案者に対し文書にて通知する。

## 9 スケジュール

### (1) 全体日程

内容	
参加申込書受付期限	令和3年3月29日(月)から4月12日(月)12時まで
質問受付期限	令和3年4月9日(金)16時まで
質問回答日	令和3年4月14日(水)
参加資格審査結果の通知	令和3年4月14日(水)
提案書類の提出期限	令和3年4月22日(木)16時まで
プレゼンテーション審査 参加可否通知	令和3年4月26日(月)
プレゼンテーション審査 実施日(予定)	令和3年4月28日(水)(予定)
契約候補者の決定	令和3年5月上旬(予定)

### (2) 本プロポーザルに関する質問受付と回答

- ① 質問期限 令和3年3月29日(月)から令和3年4月12日(月)16時まで
- ② 質問方法「質問書」(様式2)に記載の上、電子メールで送信すること。

※送信後、電話により受信確認を行うこと。

#### ③ 回答方法

全ての提案者に対して令和3年4月14日(水)までに質問者名を伏せたうえで、質問と回答を電子メールに添付して送付する。

### (3) 提案書類の提出

- ① 提出期限 令和3年4月22日(木)16時まで
- ② 提出方法 渋谷区役所7階 産業観光課産業振興係まで持参すること。
- ③ 提出書類 「提案書類の作成について」【別紙3】のとおり
- ④ その他 提出後の記載内容の変更は認めない。

## 10 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 参加資格を有すると認めた者であっても、提案書の提出を要請しないことがある。

## 11 問合せ先

渋谷区区民部産業観光課産業振興係

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所7階

担当 今井、小川、上島

TEL 03-3463-1762(直通)

メールアドレス [div-sangyo@shibuya.tokyo](mailto:div-sangyo@shibuya.tokyo)